様式第２号

**特定事業許可申請書**

年　　月　　日

　　（宛先）前橋市長

　　　郵便番号

住所

申請者

　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

　前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第８条第１項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 埋立て等の目的 |  | |
| 特定事業区域の  位置、地目及び面積 | 位置、地目 | 面積（実測）  　　　　　　　　㎡ |
| 土砂等埋立等区域の  位置、地目及び面積 | 位置、地目 | 面積（実測）  　　　　　　　　㎡ |
| 特定事業を行う期間 | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 | |
| 特定事業区域に搬入  する土砂等の数量 | ㎥ | |
| 特定事業の施工  に関する計画 | 別紙のとおり。 | |
| 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画 | 別紙のとおり。 | |
| 施工管理者の氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号 | 氏名  住所  通常所在する事務所等の所在地  通常所在する事務所等の電話番号 | |
| その他 |  | |

　　備考

特定事業の施工に関する計画並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災

害の発生の防止に関する計画の欄は別紙によることとし、それらの計画書を添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 添  付  書  類 | １　特定事業区域の位置を示す図面  ２　特定事業区域の付近の見取図  ３　土砂等埋立等区域の見取図  ４　申請者が個人である場合にあっては、申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書  ５　申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書、法人の印鑑証明書及び法人の役員の全員の住民票の写し  ６　特定事業施工に係る資金調達計画書（様式第３号）  ７　申請者が個人である場合にあっては、資産及び負債に関する調書（様式第４号）、直近３年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに前橋市税を滞納していないことを証する書類  ８　申請者が法人である場合にあっては、直近３年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに前橋市税を滞納していないことを証する書類  ９　特定事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第１４条第１項に規定する地図の写し又は同条第４項に規定する地図に準ずる図面の写し  １０　申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類  １１　特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し  １２　施工管理者の住民票の写し  １３　特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書  １４　特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図  １５　土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書  １６　埋立て等をする土砂等の予定容量計算書  １７　特定事業の構造の安定計算を行うときは、安定計算を記載した書面  １８　擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）  １９　雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面  ２０　法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類  ２１　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |

**特定事業の施工に関する（変更）計画書**

施工期間　　　自　　許　　　　可　　　　日

　　　　　　　　　　　至　　　　　　年　　月　　日

事業者　　　　　　　　　　　印

**１　現場組織表**

(1) 施工事業者名　住 　　所

　　　　　　　　　　氏　 名

　　　　　　　　　　電　 話

(2) 現場施工体制　施工管理者

　　　　　　　　 電　　　話

重機責任者

電　　　話

事務責任者

電　　　話

**２　特定事業に使用する機械、資材**

　(1) 使用機械

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　称 | 規　　格 | 数　　量 | 備　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　(2) 使用資材

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　称 | 規　　格 | 数　　量 | 備　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**３　施工内容**

|  |
| --- |
| ※以下の記載例は、施工・技術の基準についての記載例を示したものです。  実際の施工計画の作成に当たっては、必要な部分を記載することとし、このページをそのままコピーして申請書に添付しないで、計画にあった適切な内容、文言としてください。  ※施工計画に変更が生じた場合は、施工する前に変更に関する事項について、特定事業の施工に関する変更計画書を作成し、提出してください。 |

|  |
| --- |
| **記　載　例**  **【施工概要】**  ・当該地を資材置場として利用するため、東側道路高まで埋土する。  ・埋立て準備工として丁張りを設置する。  ・土留めとして南方向に●メートルの擁壁を設置する。  ・埋立て地内及び流入する区域の雨水を排水するため、排水施設工を設置する。  ・完了後の法面は、種子の吹付け植生工によって風化その他の浸食から保護する。  **【施工の基準】**  １　土砂等の性状による搬入の制限  　　次に掲げる土砂は、特定事業区域に搬入しない。  　（１）土砂条例第６条で定められている土壌基準に適合していないもの。  　（２）建設省令で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの。  　（３）セメントや石灰を混合し、化学的安定処理をしたもの。  　（４）産業廃棄物に該当する汚泥。  ２　施工管理等  　　特定事業の施工にあたっては、次の点を遵守するとともに施工管理者は、許可のとおり計画的に施工されるよう適切に管理し、事業従事者にも確実に伝達を行う。   * 許可を受けた本施工計画書及び周辺地域の生活環境保全・災害発生防止計画書に則り   施工する。   * 特定事業区域に土砂等を搬入する場合には、車両の見やすい箇所に土砂等の搬入に供   する車両である旨を表示し、搬入を委託する場合にはその旨を表示させるよう努める。  ３　定期報告  許可を受けた日から３か月ごとに遅滞なく特定事業区域に搬入された土砂等の数量等を市長に報告する。（許可の属する月は１か月とみなす。）  ４　土壌検査・水質検査の実施  特定事業地域内の土壌検査は、６か月ごとに実施し市長に検査結果を報告する。  また、６か月が経過しなくても、搬入した土砂等の数量が5,000㎥を超えるときは、5,000㎥ごとに検査を実施し、市長に報告する。  ５　立入検査への対応  特定事業の実施中に、市の職員による立入検査が実施された場合は、検査に応じる。  検査の結果、問題等が認められ改善を指示された場合は、その指示に従う。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ６　埋立て準備  ①　地山勾配が１：４以上の傾斜地に埋立て等行う場合は、埋立て等土砂が滑らないように、現地盤に幅１ｍ以上の段切りを施工（Ｐ２１ 図－２参照）する。  ② 許可を受けた施工計画に合わせ、盛土の計画高、盛土又は切り土の計画法面勾配等を示す丁張りを要所に設置する。  また、施工中の立入検査、完了時の完了検査に備えて、可能な限り事業完了まで存置する（設置に当たっては、事業完了まで存置することを考慮の上、設置場所を設定する。）。  ７　埋立て工  ①　埋立て等の締め固めは、ブルドーザー又はバックホーで施工し、１層を３０ｃｍ程度で層状に施工しながら、法面を整形する。  ②　法面は、埋立て等高さ（法面の最下部から最上部までの高さ）５ｍ以下の場合は  １：１．８勾配以上、５ｍを超え１０ｍ以下の場合は１：２．０勾配以上で整形する。  ③　埋立て等高さ（法面の最下部から最上部までの高さ）５ｍごとに幅１ｍ以上の小段を設けるとともに、小段には水が溜まらないよう、５％程度の勾配を設ける。  ④　日頃から搬入された土砂等の量がわかるように「特定事業施工管理台帳（様式第１７号）」を記帳する。  ⑤　要所ごとに写真撮影を行う。  ⑥　埋立工については、以上のことを繰り返し、必要に応じて埋立て等法面保護のため、緑化等の法面保護工を施工する。  ８　排水施設工、擁壁工  ①　湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合は、有孔管等による排水施設を設ける。また、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合は、十分な能力及び構造を有する排水施設を設ける。  ②　擁壁等を設ける場合は、宅地造成等規制法施行令第６条から第１０条までの規定を遵守する。  ９　完了  特定事業を完了した日から１０日以内に特定事業完了届出書(様式第１３号)を提出する。  １０　事業の完了、廃止、休止、変更  特定事業を完了その他廃止、又は休止等したときは、特定事業完了届書（様式第１３号）又は特定事業廃止（休止）届出書（様式第１４号）を、完了、廃止又は休止した日から１０日以内に提出する。  また､事業の完了､廃止､休止に伴い､特定事業の期間の短縮及び特定事業区域に搬入する土砂等の数量減があった場合は､特定事業軽微変更届出書（様式第７号）を市長に提出する。  軽微変更に該当しない事業計画に変更があった場合は、特定事業変更許可申請書（様式第６号を提出し許可承認を受ける。  **【技術上の基準】**（規則別表第２）  １　土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置き換えその他の措置を行う。  ２　地山の勾配が１：４以上の傾斜地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に幅１ｍ以上の段切り等の措置を行う。  ３　土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の表のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 土砂等による埋立て等の高さ | 法面の勾配 | | 安定計算を行い安全が確保される高さ | 安定計算を行い、安全が確保される勾配 | | ５ｍを超え１０ｍ以下 | 垂直１ｍに対する水平距離が２ｍ以上の勾配 | | ５ｍ以下 | 垂直１ｍに対する水平距離が１．８ｍ以上の勾配 |   ４　擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号）第６条から第１０条までの規定に適合した構造とする。  ５　土砂等による埋立て等の高さが５ｍ以上である場合にあっては、土砂等による埋立て等の高さ５ｍごとに、水が溜まらないように、５％程度の勾配を設けた幅１ｍ以上の段を設ける。  ６　土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないようブルドーザー又はバックホーを用い、１層を３０ｃｍ程度として締固めその他の措置を行う。  ７　土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食から保護する措置を行う。  ８　湧水の湧出する土地に土砂等による埋立て等を行う場合は、有孔管等の設置など、その湧水量に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けるとともに、雨水等を適切に排水し、土砂等の流出・崩落等災害の発生を防止する。 |



**特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全**

**及び災害の発生の防止に関する計画書**

施工期間　　　自　　許　　　　可　　　　日

　　　　　　　　　　　至　　　　　　年　　月　　日

事業者　　　　　　　　　　　印

**１ 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画**

|  |  |
| --- | --- |
| 粉じんの飛散  防止対策 | **※以下の項目は、許可申請等の手引きを参考に作成してください。** |
| 騒音防止対策  振動防止対策 |  |
| 交通安全対策 |  |
| 周辺住民の  安全対策 |  |
| その他 |  |

**２　特定事業区域の災害の発生の防止に関する計画**

|  |  |
| --- | --- |
| 緊急連絡  体制の整備 |  |
| 災害の発生を  防止するための  応急対策 |  |

参考様式

緊急連絡体制系統図

**特定事業者**

**住所**

**電話　　　-　　　-**

**土地所有者**

**電話　　　-　　　-**

**事務責任者**

**電話　　　-　　　-**

**消防署**

**電話　　　-　　　-**

**特定事業区域の位置**

**住所**

**施工管理者**

**住所**

**氏名**

**電話**

**緊急病院**

**電話　　　-　　　-**

**前橋市役所廃棄物対策課**

**電話　027－898－5480**

**警察署**

**電話　　　-　　　-**

**その他※**

**電話　　　-　　　-**

**労働基準監督署**

**電話　　　-　　　-**

※「その他」には、電力会社、ＮＴＴ、ガス会社、農業用水管理区、地元関係者又は関係行政機関として市道路管理課や水道局若しくは県有施設の管理部局等が挙げられ、必要に応じて記載する。

様式第３号

**特定事業施工に係る資金調達計画書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　訳 | | 金　　額（千円） |
| 特定事業の施工に必要な資金の総額 | |  |
|  | 土地 |  |
| 事務所 |  |
| 運搬車両等 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 調達方法 | 自己資金 |  |
| 借入金 |  |
| （借入先） |  |
|  |  |
|  |  |
| その他 |  |
| 増資 |  |
| 備考　内訳欄については、事業計画に応じて適宜変更すること。 | | |

様式第４号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **資産及び負債に関する調書**  　　年　　月　　日現在 | | | |
| 資産の種別 | 内訳 | 数量 | 価格又は金額（千円） |
| 現金及び預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土地 |  |  |  |
| 建物 |  |  |  |
| 備品 |  |  |  |
| 車両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　産　計 | | |  |
| 負債の種別 | 内訳 | 数量 | 価格又は金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　債　計 | | |  |

　備考　記入欄が不足する場合には「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

様式第５号

**特定事業に係る土地所有者の承諾書**

　特定事業許可申請者（　　　　　　　　　　　　）が当方の所有地である次表の土地において行う特定事業については、異議がないので承諾します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地及び地番 | 地目 | 地積(公簿)（㎡） | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

また、承諾の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、　　　年　　月　　日　に説明を受け、その内容を確認しました。

|  |
| --- |
| １　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| ２　特定事業区域の位置及び面積 |
| ３　特定事業の期間 |
| ４　特定事業区域に搬入する土砂等の数量 |
| ５　特定事業の施工に関する計画 |
| ６　特定事業に供する施設の設置計画（施設の位置を含む。） |
| ７　特定事業が完了した場合の特定事業区域の出来形 |
| ８　特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画 |
| ９　特定事業の施工を管理する者（施工管理者）の氏名 |
| 10　特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号 |

　上記のとおり、承諾したことを証するため、署名押印します。

　　　　　年　　　月　　　日

土地所有者　住所

　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　電話番号

　注　土地所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

別記様式第４号

誓　　約　　書

　　年　　月　　日

（宛先）　前橋市長

申請者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

　私　・　当法人　は、前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第９条第１項第２号アからケまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

|  |
| --- |
| * 前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第９条第１項第２号   　ア　この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  　イ　第２０条第１項の規定により特定事業の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該特定事業の許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る前橋市行政手続条例（平成９年前橋市条例第４４号）第１５条第１項の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で、当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）  　ウ　第１９条又は第２１条の規定による命令を受けた者であって、当該命令に係る必要な改善又は措置を完了していないもの  　エ　前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）第２条第３号に規定する暴力団員等  　オ　未成年者で、その法定代理人（法人の場合は、その役員を含む。）がエに該当する者であるもの  　カ　特定事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者  　キ　法人で、その役員又は使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの  　ク　個人で、その使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの  　ケ　エに該当する者がその事業活動を支配する者 |